

様式（改正省令付随第3号第2号関係）

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

年 月 日			
笛吹市長	様		
	届出者		
	住所		
	電話		
	氏名		
	印		
危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）附則第3項第2号の規定に基づき下記のとおり届け出ます。			
設置者	住所又は事務所所在地	電話 ()	
	氏名又は名称		
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
設置許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
設置場所			
在庫管理に従事する者の職務及び組織			
在庫管理に従事する者に対する教育			
在庫管理の方法			
危険物の漏れが確認された場合に取りるべき措置			
その他必要な事項			
※ 受付欄	※ 経過欄		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業企画A4とする。
2 法人については、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
3 ※の欄は、記入しないこと。

①在庫管理に従事する者の職務及び組織

(1) 社員 氏名： (危険物保安監督者) ⇒ 点検実施者 氏名：

②在庫管理に従事する者に対する教育

対象者	実施時期	内 容
点検実施者	1 回 / 年 対象者が交代した場合随時	(1) 点検義務等に関する基本的事項 ⇒点検計画書の意義・目的の理解 ⇒点検管理に関する消防法の理解 ⇒点検管理の対象となる設備の理解 (2) 在庫管理の点検方法及び記入方法 (3) 漏えい検査管の点検方法及び記入方法 (4) 異常時の対応 ⇒異常の判断基準の理解 ⇒異常時対応手順の理解

③在庫管理の方法

漏えい検査管による確認に加えて、危険物の貯蔵又は取扱数量の1 / 100以上の精度で在庫管理を行うことにより、1週間に1回以上危険物の漏れを確認する。

(測定機器・器具使用方法)

(1) 遠隔式液面計

地下タンクに内蔵された液面感知装置と屋内に設置された液面表示装置が有線または無線で遠隔通信されている。

屋内の液面表示装置の数値を読み取り、在庫量を計測する。計測したデータは、必要に応じてプリントアウト (印刷) して確認する。

(2) タンク直上式液面計

地下タンク上部に設置された液面計の数値を読み取り、在庫量を計測する。

計測にあたっては、液面計が設置されているタンク上部マンホールを開け、液面計の数値を直接読み取る。

(3) 検尺棒

検尺棒は、タンク容量に対して1 / 100以上の精度の目盛りが刻まれたものを使用する。

タンク上部マンホール内に設置されている検尺口を開け、専用の検尺棒を地下タンクの底板に当たるまで静かに挿入し、速やかに引き上げ、検尺棒に付着した油の位置を読み取り、在庫量を計測する。

④危険物の漏れが確認された場合に取りべき措置「在庫管理時異常・漏えい検査管点検時異常」

- (1) 点検実施者は異常が疑われた場合は、速やかに設置者 () に報告する。
- (2) 異常の疑いが油漏えいであった場合、速やかに所轄消防署に報告するとともに、専門業者に依頼する。
- (3) 所轄消防署と相談の上、復旧工事を実施する。

※在庫管理の対象施設 (在庫管理対象設備)

タンク完成検査年月日	油 種 名	容 量	構 造
年 月 日	第 類第 石油類 ()	L	鋼製タンク (直埋設)
年 月 日	第 類第 石油類 ()	L	鋼製タンク (タンク室)
年 月 日	第 類第 石油類 ()	L	S F 二重殻タンク (直埋設)

漏えい検査管 (箇所)